

大蔵委員会
議録 第二十三号

昭和二十八年二月七日(土曜日)

午前十四時四十五分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳満君
理事 内藤 友明君 理事 松尾 トシ子君
理事 佐藤 觀次郎君

上塚 司君 大泉 寛三君
小山 長規君 島村 一郎君
中田 政美君 西村 茂生君
西村 直己君 宮崎 靖君
三和 精一君 小川 半次君
加藤 高藏君 笹山 茂太郎君
中崎 敏君 小川 豊明君
坊 秀男君

出席政府委員

大蔵大臣 向井 忠晴君

出席政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君

大蔵事務官(主計局法規課長) 白石 正雄君

大蔵事務官(主計局課長) 渡辺 喜久造君

大蔵事務官(理財局長) 石田 正君

大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

大蔵事務官(大臣官房文書課長) 村上 一君
専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

二月三日

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
開拓者資金融通特別会計において貸

第一類第六号

大蔵委員会議録第二十三号 昭和二十八年二月七日

付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第三七号)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第三八号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

同月二日

酒税引下げに關する請願(田中伊三次君紹介)(第一四六二号)

煙火類に對する物品税撤廃の請願(木下敏君紹介)(第一四六六号)

同(白石正明君紹介)(第一四八〇号)

同(山下春江君紹介)(第一五二二号)

揮発油税軽減に關する請願(竹山祐太郎君紹介)(第一四七五号)

同(平野三郎君紹介)(第一四七六号)

同(大野伴睦君紹介)(第一四七七号)

同(難尾弘吉君外一名紹介)(第一五二四号)

同(平澤長吉君紹介)(第一五六一号)

同(福永健司君紹介)(第一五六二号)

同(大石武一君紹介)(第一五六三号)

漆器類に對する物品税撤廃の請願(小金義照君紹介)(第一四七九号)

果実エッセンスに對する物品税撤廃の請願(船田中君紹介)(第一五二三号)

小型乗用自動車に對する物品税撤廃の請願(本間俊一君紹介)(第一五二五号)

戦没者遺族国庫債券の現金化に關する請願(松井政吉君紹介)(第一五三八号)

軍艦陸奥の払下げに關する請願(西村茂生君紹介)(第一五六〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二日

物品税撤廃に關する陳情書(杜田法人日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝)(第九二六号)

揮発油税収入を道路整備事業費に充當の陳情書(兵庫県道路利用者協会会長森崎三)(第九二七号)

税制改正に關する陳情書(京都市商工会議所会頭中野種一郎)(第九二八号)

揮発油税の軽減に關する陳情書(大分県自家用自動車組合連合会会長藍沢実藏外十三名)(第九二九号)

同月六日

外国技術使用料に關する課税実施延期の陳情書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第一〇二九号)

有価証券移転税法に關する陳情書(岡山市内山下三十番地岡山証券業協会副理事長野口芳彰)(第一〇三〇号)

延滞税廃止に關する陳情書(横浜市

保土ヶ谷区川島町二千四百五十六番地武藤泰路)(第一〇三一号)

葉たばこ収納代金引上げ並びに乾燥室の助成に關する陳情書(鹿児島県議會議長田中茂穂)(第一〇三二号)

揮発油税軽減に關する陳情書(名古屋市中昭和区東郊通九丁目十五番地愛知県自家用自動車組合連合会会長山中清一)(第一〇三三号)

農業協同組合に對する課税全廃に關する陳情書(富山県農業協同組合指導協會岡本甚太郎)(第一〇三五号)

農業協同組合の法人税軽減等に關する陳情書(埼玉県農業協同組合長會長大島信)(第一〇三六号)

農業所得税の課税対策に關する陳情書(富山県農業協同組合指導協會岡本甚太郎)(第一〇三七号)

本日の會議に付した事件

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第三七号)

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案(内閣提出第三八号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

税制及び金融制度に關する件

提出予定法案に關する説明聴取

○奥村委員長 これより會議を開きます。

去る三日、本委員会に付託されました国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の四法案を一括議題として、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」を「公有林野官行造林法第一条の規定により行ふ事業、民有林野について一般会計から委託を受けて行ふ治山事業(以下「受託治山事業」という。及びこれらの附帯業務)」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条之二 受託治山事業及びその附帯業務に従事する職員についての給与その他の経費の財源に充てるため、予算の定めるところに

より、一般会計は、この会計に繰入金をする事ができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国有林野事業特別会計法第十八条の二の規定は、昭和二十八年年度の予算から適用する。

2 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「及び公有林野官行造林地の管理及び経営の」を削る。

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

1 政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一条の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十八年年度において、一般会計から、十七億二千五百四十五万三千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

政府は、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三条第二項の特殊保険の再保険に係る事業について、昭和二十七年年度における同項に規定する特殊保険事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十八年年度において、一般会計から、五千万円を限り、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号を次のように改める。

五 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上有利な地域における開拓若しくは国際収支上より有利な地域への転換を促進するため、

本邦輸出入業者、本邦製造業者その他政令で定める本邦法人又は本邦人に対して、外国為替の管理に関する法令の規定に従い、外国法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外国法人に設備等を貸し付けるため必要な資金を貸し付けること。

六 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上有利な地域における開拓若しくは国際収支上より有利な地域への転換を促進するため、本邦製造業者その他政令で定める本邦法人又は本邦人に対して、外国において行う生産事業に要する設備を新設又は拡充するため必要な資金を貸し付けること。

七 第一号及び第四号から前号までの規定により資金の貸付を受けることができる者に對し当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第二項及び第三項を削る。

第十八条の二中「前条第一項第五号を第十八条第七号」に改め、同条を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 日本輸出入銀行が資金の貸付、手形の割引又は債務の保証を行うことができる場合は、第二項から第六項までの規定に該當し、且つ、銀行が通常の条件により資金の供給を行うことが困難な場合であつて、当該貸付に係る

資金の償還、当該割引に係る手形の支払又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合とする。

2 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に對する同条第七号の規定による債務の保証は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入（これに伴つてなされる技術の提供若しくは受入を含む）の契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合であつて、当該契約に基く債務の履行が確実であると認められるときに限り、行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、本邦からの設備等の輸出（これに伴つてなされる技術の提供を含む）の契約が競争入札の方法によりなされる場合における入札保証金に充てられるため必要な資金について行う前条第一号の規定による資金の貸付、同条第二号の規定による手形の割引又は同条第七号の規定による債務の保証は、当該契約が締結された場合におけるその契約に基く債務の履行が確実であると認められる場合には、行うことができる。

4 前条第四号の規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に對する同条第七号の規定による債務の保証は、物資等の輸入契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合で当該契約に基く債務の履行が確実であると認めら

れるときであつて、且つ、左の各号のいずれにも該當するときに限り、行うことができる。

一、物資等の輸入契約に基きその対価の一部の前払が行われる場合であつて、当該前払に係る資金が、その前払を受ける者によつて、当該輸入契約に基く物資等の本邦への輸出を行うために必要な資金の開拓その他事業の拡充に充てられるとき、又は当該前払をしなければ当該輸入契約に基く物資等の本邦への輸出が著しく困難であると認められるとき。但し、当該前払を受ける者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められる場合に限り。

二、物資等の輸入が、思惑、投機、買たためその他不健全な目的のために行われるものでないこと認められる場合

5 前条第五号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に對する同条第七号の規定による債務の保証は、外国法人への出資若しくはその株式の取得若しくは外国法人への設備等の貸付に関する契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合であつて、当該出資、株式の取得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるときに限り、行うことができる。

6 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に對する同条第七号の規定による債務の保証は、外

国における設備の新設又は拡充に
因り同条第六号に規定する貸付の
目的が確実に達成されたと認めら
れる場合に限り、行うことができる。

7 前条第一号但書及び第四号但書
の規定は、銀行が日本輸出入銀行
とともに資金の貸付をすることが
著しく困難であり、且つ、日本輸
出入銀行による資金の貸付が当該
各号に規定する貸付の目的を達す
るため特に緊要であると認められ
る場合には、適用しない。

第十九条第一項中「第一項第一号
から第五号まで」を「第一号から第七
号まで」に改める。

第二十条第一項中「第一項」を削
り、「第五号」を「第四号」に、「貸付
金、割引に係る手形又は」を「資金の
貸付若しくは割引に係る手形又は当
該資金の貸付を受けることができる
者に対する」同条第七号の規定によ
るに、「三年」を「五年」に改め、同
条第二項中「三年をこえ五年以内」を
「五年をこえ七年以内」に改め、同条
第三項中「第一項」を削り、同条第四
項中「三年をこえ五年以内」を「五年
をこえ七年以内」に改め、同項の次
に次の二項を加える。

5 第十八条第五号若しくは第六号
の規定による資金の貸付又は当該
資金の貸付を受けることができる
者に対する同条第七号の規定によ
る債務の保証は、その貸付金の償
還期限又は保証に係る債務の履行
期限が一年をこえ十年以内のもの
でなければならない。

6 前項の資金の貸付又は債務の保
証は、当該貸付又は保証の目的で
ある出資、株式の取得若しくは設
備等の貸付に係る外国法人の事業
の収益の見込又は設備の新設若し
くは拡充に係る外国における事業
の収益の見込その他の事由により
同項の規定によることが困難であ
ると認められるときは、同項の規
定にかかわらず、その償還期限又
は履行期限が十年をこえ十五年以
内のものとするができる。
第二十一条を次のように改める。
(外国為替及び外国貿易管理法の
適用)

第二十一条 日本輸出入銀行は、外
国為替及び外国貿易管理法(昭和
二十四年法律第二百二十八号)の
適用については、銀行とみなす。
第三十九条第一項中「第一項」を削
る。
第四十六条第四号中「第一項」を削
り、同条第五号中「第十八条の二」を
「第十八条の三」に改める。
附則第九項中「他の法令」を「第二
十一条に規定する場合を除き、他の
法令」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

○愛知県府委員 ただいま議題となり
ました国有林野事業特別会計法の一部
を改正する法律案につきまして、その
提案の理由を御説明申し上げます。
農林省の林野庁におきましては、従
来政府直轄の国有林野の治山事業を一
般会計に所属する職員が行つて参つた
のでありますが、この国有林野の治山
事業は、国有林野における治山事業と
その性質においても、また労務、技術

の面においても共通いたしますので、
この際、両者をあわせて国有林野事業
として行はせるとするとともに、
政府直轄の国有林野の治山事業及びそ
の附帯業務に従事する職員についての
給与その他の経費の財源は、一般会計
から繰入金をするにすることができると
しようとするものであります。

なお、従来国有林野事業の附帯業務
として行つてきた公有林野官行造林地
の管理及び経営の事業をも国有林野事
業とすることを明定する等の措置を講
じようとするものであります。

次に開拓者資金融通特別会計におい
て貸付金の財源に充てるための一般会
計から繰入金に關する法律案につ
きまして、その提案の理由を御説明申
上げます。

開拓者資金融通法による農地の開拓
者に対する資金の貸付に關する歳入歳
出につきましては、開拓者資金融通特
別会計を設けて経理いたしてあり、同
特別会計法におきましては、開拓者に
対する貸付金の財源は、同会計の負担
による公債の発行又は借入金によつて
調達することとなつておりますが、従
来この貸付金の財源は、一般会計から
の繰入金をもつて充てておりました。

昭和二十八年年度におきましては前年
度と同様、開拓者に対する貸付金の財
源に充てるため、一般会計からこの会
計に十七億二千五百万円余の繰入をし
ようとするものであります。

なお、この繰入金は、将来貸付金が
この会計に償還された際に、繰入額に
相当する金額に達するまで、予算の定
めるところにより、この会計から一般

会計へ繰りもどすこととしたしてあり
ます。

次に漁船再保険特別会計における漁
船再保険事業について生じた損失を補
填するための一般会計から繰入金
に關する法律案につきまして、その提
案の理由を御説明申し上げます。

漁船損害補償法の規定により拿捕、
抑留等の事故を保険事故とする特殊保
険につきましては、昭和二十七年年度に
おいて保険事故が異常に発生いたしま
したため、漁船再保険特別会計の特殊
保険勘定における再保険金の支払いが
著しく増加し、その支払い財源に約五
千万円の不足が生じたのであります。

この不足金は、その事故の性質にかん
がみまして、一般会計からの繰入金を
もつて補填することが適當であると考
えらるるのであります。

最後に、日本輸出入銀行法の一部を
改正する法律案の提案理由を御説明い
たします。

日本輸出入銀行は、昭和二十五年十
二月に設立せられまして以来、その融
資活動によつてプラント輸出を中心と
する貿易の振興に努めて参つたのであ
ります。最近における貿易の状況及
び同行の業務運営の経験等に照みて、
同行の機能の拡充をはかることが適當
であると認められますので、今回日本
輸出入銀行法の一部を改正し、日本輸
出入銀行の業務の範囲を拡張すること
も、その融資の条件等に改善を加え
ることとしたしと存じます。

次に今回の改正の要点を申し上げます。

まず第一に、海外投資のための資金
の供給及び海外において生産事業を営
むための設備資金の供給を融資の対象

に加えたこととあります。輸出の振興
をはかり、海外市場を確保するために
は、国内産業と海外市場との資本のつ
ながりを緊密にすることがきわめて有
効な方法であることは、申すまでもな
いところであります。しかしこれが
ための資金は、その回収に長期間を要
することが通例でありますので、その
融資期間は一年以上十年以内とし、や
むを得ない特別の事情があるときは十
五年まで認め得ることとしたしまし
た。

第二に、輸出金融の対象を設備輸出
に關する入札保証金の融資にも広げる
こととしたしました。設備輸出契約の
国際入札の場合における入札保証金
は、金額においても、その期間におい
ても、市中金融の対象に取上げられが
たいことが多く、かねて各方面からこ
の点について強い要望があつたもので
あります。

第三に、輸入金融について加えられ
ていた条件を若干緩和すること、現在
最長五年に制限している融資期限を七
年まで延長すること、市中銀行との協
調融資の方法によるべき建前に対し単
独でも融資し得る例外を認めること、
業務を行うに必要な範囲内に限つて外
國為替業務を営み得ること等の改正を
加えるとともに、日本輸出入銀行が設
立後五年を経過した後は、新規融資を
行つてはならぬ旨の制限を除くことと
いたしました。

以上が今回の四法律案を提案いたしま
した理由であります。
何とぞ御審議の上、すみやかに御賛
成あらんことをお願いいたします。

○奥村委員長 次に、今後本委員会に付託されます法案の数が相当多数に上ることが予想されますので、委員会の審査を円滑、適正ならしめるため、この際政府当局より、これら提出予定法案についてその構想及び概略の説明を聴取いたしておきたいと存じます。文書課長村上君。

○村上説明員 委員長からお話がございました通り、今後提出を予定しております法律案の数は、目下検討中でございますので、多少増減があるかと存じます。そのうちすでに国会に提出済みのもは四件でございます。ただいま提案理由の御説明をいたしました四法律案でございます。引続きまして、本日提出可能と考えております法律案が五件ございます。二十六番、所得税法の一部を改正する法律案、二十七番、法人税法の一部を改正する法律案、二十八番、相続税法の一部を改正する法律案、二十九番、富裕税法を廃止する法律案、それら飛びまして三十三番、酒税法案、この五件はいずれも税法でございますが、本日多分提出可能と存しております。その他になお残りが相当あるわけでございますが、目下立案を急いでおります。相当件数が多いために、内閣の方でも、各省を通じて緊急の度を勘案いたしまして、相当時間的に遅れるものについては、あるいは場合によつては急がないものについては、提出を見合すというふうな整理をいたされております。それに従いまして、大蔵省関係の法律案も、ただいまお手元に差上げてあります件名一覧表に載っておりますものが相当移動が起ると考えております。従

いましてこのお手元に差上げましたものは先月の末につくりましたものでございまして、すでにそういう移動を生じつつありますので、これを至急内閣の方と相談いたしまして整理し、あらためてお手元に差上げたいと存じまして目下作成中でございます。そこでこの件名表につきましてずつと御説明するの便宜かと存じます。が、ただいま申し上げましたように相当移動を生ずる見込みでございますので、このうちに予定しておりますもののうちの比較的内容が重要と思われるものにつきまして、お手元に要綱を差上げてあると思ひます。本日配付したはずでございます。産業投資特別会計法案とか、特別減税国債法案というものは、簡単な要綱を差上げてあると存じますが、それにつきまして、ごく簡単な御説明をこれから加えさせていただきます。また、御承知のように今回の法律案のうち件名がたしか十五、六件にわたり、内容も相当広汎なものでございまして、これにつきましては、別に主税当局からやや詳細な御説明をいたすつもりでございます。その他件名としてこの件名表に載つておりますうち、たとえば六番から二十三番、二十四番、二十五番、こゝらあたりは約二十件ぐらゐに上りますが、それは御承知の通り予算に伴います繰入れの関係を規定しておりますかいつたような事項を規定しております法律案でございますので、特にその内容に複雑な要素を含んでおりませんし、この際ずつとその辺の説明は省略させていただきます。どうかと存じます。そこでお手元にございます本日配付

しました要綱案をごらんいただきたいと思ひます。まずそのうち特別減税国債法案要綱というのがございます。これは大体事項を御承知かと存じまして、ごく簡単に書いたものでございまして、一、二十八年度歳出の財源に充てるため、三百億円を限り特別減税国債を発行することができ。これは御承知の通りでございます。二は、減税の限度でございますが、個人につきましては、購入した国債額面額の四分の一、百分の二十五に相当する金額の所得税額を軽減するわけで、税額を軽減するわけでございます。但し括弧の中にございまして、無制限ではございせんので、所得税額の二割を最高限度として、購入した額面額の四分の一を減税する、かような構想であります。三のところは、手続規定でございますので、いづれ法案につきまして御審議願ふことといたしまして、説明を省略いたします。四は法人の場合でございますが、この方は税額について規定いたしませんので、所得について計算いたしております。購入いたしました減税国債の半額に對する所得についての法人税を軽減するということになります。但し括弧の中に免税の限度がありまして、所得の四割を限度とするというふうに書いてございまして、税額に換算いたしまして、免税率は購入額の半分にすぎません。四二％の法人税を設けておるわけでございますから、二一％ということになります。それから括弧の中は、個人の場合同じように、税額については二割という計算になります。

五は、個人の場合と同様に提出の手続の規定でございます。二十八年度の予算の歳入にどれだけ見込んでおりますかというところは、これも御承知でございますが、総額三百億円を、個人が二億百億購入するものとする。法人が二百億購入するものとする、かような予定を立てまして、個人については、税額をいたしましては二五％の軽減になりますので、二十五億、法人につきましては二一％の軽減になりますので、四十二億、合せて六十七億の減税ということ。取扱い機関は目下検討中でございます。取扱いは日本銀行の本支店、それから蔵入国債等の代理店、これは一般の市中銀行になります。その代理店等は、大体において全部取扱うことにいたしたいと考えております。証券業者が取扱うことにいたしませんか、この点は目下検討中でございます。以上で特別減税国債法案を終ります。

次に、これも税に關連いたしますが、第三次資産再評価の実施に關する要綱というのが配付してございます。第一次再評価は、御承知の通り昭和二十五年一月一日を基準日といたしまして、同年の八月末までの間に行つて行つたわけでございます。その実績は、これは推定を含んでおりますが、大体法人が六千二百億、個人が三百億程度の資産再評価による資産の評価増が行われたわけでございます。それから第二次、これは二十六年一月一日を基準日といたしまして、同年九月末までの間に行つたものでございまして、その実績は、これも推定が入りますが、法人が約千億、個人はやや不正確でございますが、百億見当かと存じます。以上合せまして約八千億に近い再評価がすでに行われておるわけでございますが、この際二十八年の一月一日を基準日といたしまして、第三次の資産再評価を行うことにいたしたいというのが骨子でございます。今申し上げました再評価の数字は、推定を含みます。ほかに個人がその家屋を売りましたとかいふ場合に、いわゆるみなし再評価として税をとられる場合があるわけでございますが、これは資料が整いませんから、含んでおりません。御了承いただきたいと思ひます。今申し上げましたことは第二の要領の一。それから次に、第二に入りますが、再評価日は今回は相当期間を長くいたしました。今後基準日以後二年間というふうにいたしたいと考えております。括弧いたしまして、二、再評価の申告、これは手続規定であります。事業年度が落んでから申告するという建前に多少時期を修正してございまして、従来の場合と多少かえております。それから三、再評価の仕方、これも前回やりました場合と同様でございます。それから四、再評価の範囲、これも前回同様でございます。五、再評価の限度額、これは法律をもつて法定したいと考えておりますが、その率につきましては、目下検討中でございます。前回の再評価は、原則として二十五年一月一日を基準日としておりますので、今回は一番新し

いところをとるわけでございますが、二十七年の後半期くらいの数字を抑えることになると思いますが、それと、それぞれの資産の取得時の価格との差額が再評価で出て参る、かようなことになるわけでございます。その点は目下検討いたしております。

それから六の再評価税、税率は六%で、これは第一回からずっと同様でございます。

七、再評価積立金の資本組入れ、これも前回同様に行いたしたいと存じます。この措置によりまして、将来再評価がさらに行われるかどうかというところはちよつと見当がつかかぬますが、広範囲に行われるならば、約一兆円くらいに上るのではなからうか、しかし実際にどれだけ行われるか、これはちよつと推定がつかかぬます。そこで今回の再評価を行います期間は二年間というように相当長くいたしました。従来の規定によりまして、その期間の終りに至りまして、どつと再評価が行われるというのが実情でございますので、二十八年度の歳入につきましては、とりあえず約千億円程度の再評価が行われるという推定を立てまして、歳入を計上しております。

次に産業投資特別会計法案要綱について申し上げます。これもお手元に差上げてございます。その一は、これは御承知の通りでございます。特に御説明の問題はないと存じます。

二は、この会計の資本額を規定いたしますものでございますが、この会計においては、見返資金特別会計の廃止の際における資産の価格、これは約二千二百六十九億に上つております。及び昭和二十七年年度末における一般会

計からの見返り資金に対する出資の合計額、そのあとの方が繰銀、開銀合せまして千八百八十七億二千万円という数字に上つております。従いましてその両者の合計額三千四百億ばかりの資本ということになるわけでございます。

それから三は、特別会計を新設するわけでございます。それ、その特別会計の歳入事項、歳出事項を規定しておるのでございます。今申し上げました引継ぎの資本のほかに、御承知の特別減税国債の発行による収入金三百億をこの会計の収入に入れまして、歳出面におきまして運用をやつておるわけでございます。

四は、特別会計の提出手続及び手続関係の例文を設けた、かような趣旨でございます。

それから信用保証協会法案要綱というのをお手元にきよう配付いたしました。これも大分前からの話でございます。事柄はよく御存じかと思ひます。

一、目的、現在信用保証協会は民法に基く公益法人という形で存在してあるわけでございます。全国で五十一に上つております。この基礎を強化し、またある程度組織、監督、そういう面を整備したいというものが、この立法の趣旨でございます。二以下にその概要を書いてございすが、本法による法人とする。それから資本金の最低限度、これも規定したいと考えております。それから業務その他、これは大体やつております。現状そのまゝを、法律でもつて規定するわけでありま

右の方へ参りまして、六の監督、主務大臣は大蔵、通産両大臣。設立につ

いては認可主義。それから権限の一部を委任するというのが書いてございしますが、これは届出あるいは営業所の設置とか、場合によりまして検査の場合も、そういった地方公共団体の長に委任するということも考えております。

七の税法上の取扱い、これは所得税、法人税の免税の関係でございますが、免税にしたいと考えております。その他経過的問題としてしまして、最後に現在の社団法人あるいは財団法人が、本法に基く法人に移りかわるわけでありまして、若干の経過規定が必要かと思ひます。

大体事柄は前からの話でございます。よく御承知かと思ひますので、その程度にいたしておきます。

それから中小企業金融公庫法案要綱でございます。これもいろいろ問題がありまして、二十八年度の予算では、一般会計に三十五億の出資金を計上しております。それからそのほかに、これは二十七年年度の補正予算で、商工中金に対する一般会計からの貸付金として、二十億計上いたしました。三の出資金のところに書いてございすが、公庫の資本金は、一般会計からの五十五億、この五十五億といふのは、今申し上げました三十五億と二十億、合せてこれを一般会計からの出資金ということにいたすわけでございます。それから見返資金特別会計から出資があつたものとされる金額といふのは、ちよつとごた／＼してありますが、これは見返り資金として中小貸付を別くでやつておつたわけでございます。これが約三十二億くらいに上つておつたかと思ひますが、これは

開発銀行が昨年の十月に発足いたしましたときに、貸付がそのまま開銀に引継がれたわけでございます。さらにまたその貸付を開銀から公庫に引継ぐということにしたいと考えております。この金額はその後回収がありましたので、多少動いております。また今後動くかと思ひますが、三十億に近い数字に上るかと思ひます。ほかにこの公庫の金繰りとしては、出資金ではございせんが、預金部から五十億円の借入れを予定しております。

その他特にかつたところはございせんが、業務は、一千万円までの貸出しを目安にしたいと考えております。それから中小企業者の範囲、これは出資金一千万円、従業員三百人というところで押えたいと存じます。

六の業務の委託、金融機関に対して委託すると書いてございすが、これはたとえば商中、あるいは普通銀行、相互銀行、それから信用金庫といううなものに、業務の一部を委託したいという考えでございます。

七の会計、これは政府機関の予算、決算ということで、特にかつたことはございせん。

借入金、監督、これも既存のものに準じたのでございます。それから経過措置、これはさつき申し上げた通りでございますが、開銀が見返りから引継いだ中小企業者等に対する貸付にかかる債権、債務、これはこの公庫に引継ぐ。そのあとに並びに同行の申ししますのは、その後開銀自体が今日までに行つてゐる分がございまして、それら中小企業貸付については、公庫が承継することにした

いと思ひます。この数字はちよつとはつきりいたしません、約十億見当かと考えております。

それから証券取引法の一部を改正する法律案要綱、これは少しごた／＼細かく書き過ぎましたので、かえつてわかりにくいようになつてしまつたが、第一というところには、いろいろな届出事務がたゞさん規定してあるわけでございますが、要するにこれができるだけ簡素化したという趣旨で、その内容を内訳として、一から十までいろいろ書いてございすが、たとえば第一の二のところをざらにたゞきまして、現行法によりまして、募集または売出しの券面額または発行価額の総額が、そこに五千万円となつておりますが、現行法では一千万円になつております。こういうところも相当大幅に引上げて、できるだけ簡素化して参りたいという趣旨で、各事項について検討をしてゐるわけでありま

それから第二は、証券業者の登録要件を強化するほか、監督規定の整備をはかること。これは最近証券業者の中で、ちよい／＼資産が不良であるとか、あるいは経営の内容がどうも妥当でないというものも見受けま

すので、多少その点を勘案いたしまして、規定の整備を考えてゐるわけでございます。たとえばその一にございすが、登録拒否原因ということ、はつきりそこに規定したいと考えております。またその二におきまして、取消し原因として、そういうものを追加するといふような規定を考えております。

それから第三、これは例の信用供与の問題でございますが、今度の書き方はつまり金を預託する方の割合を三割というふうな規定をしたいと思つております。逆に申しますと、信用供与が七割ということでございます。これに対応する現行法は、信用供与を百分の五十五というふうな規定しております。従つてそれを相当引上げるという趣旨でございます。

その他は特に重要な事項はございません。現在取引所の定款その他で規定されておりますことを、あるいは法律に移しましたり、その他若干の整備をはかつておるわけであります。

それから証券投資信託法の一部を改正する法律案要綱というのがございまして、これも重要な改正事項は含んでおりません。但し証券投資信託の数も、認可しました金額もすでに五百億を越えております。解約等もございまして、残額につきましても、ほぼ五百億に近いような実情でございますので、多少内容の整備、監督規定の整備等をはかつております。

たとえば一といたしまして、その委託者とならうとする会社は免許を受けなければならぬというような規定を置きたい。

二も同様の趣旨に出たものでござい

ます。それから三、これは一般の大家の利益保護の面からいたしまして、業務廃止というような場合には、承認制にいたしたいと考えておるわけでござい

ます。それから四につきましても、大衆に迷惑をかけることを防止するという意

味で、監督規定の整備をうたつたものであります。

五は、免許の取消しを受けたような場合に、契約者に迷惑をかけることはいかがかというのを考慮いたしまして、経過的に残務整理の期間は、事業を継続できるというような規定を置いておきたいと思つております。

以上本日お配りしました要綱につきましても、ごく簡単な御説明をいたしたわけであります。全体の法律案の御説明なり、またごういふものがないと

きましては、最初に申し上げましたように、今お手元にあります件名表を至急最新版に直しましてお配りして、御説明をするということにさせていただきますかと思つております。

○農村委員長 主税局長渡辺喜久造君。

○渡辺喜久造政府委員 私今度主税局長に任命されました渡辺でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。簡単に今度提案されます税制改正関係の要綱について御説明申し上げます。

今度考えられております税制改正につ

きましては、お手元に税制改正の要綱というのを差上げてございまして、大

体の本筋的なねらいをいたしまして、休会前の国会において御審議をお願いいたします。臨時特例法を平年度化するとい

うことによつての租税負担軽減が、今度一番大きな筋でございます。その

ほかの部分といたしましては、相続税の負担軽減、それから酒税の税率引下

げ等を行いますとともに、その他租税負担の調整、課税の簡素化、資本蓄積

のための各種の措置を行つて行きたい

といふことを考えております。

関係の法律案をいたしましては、本日所得税法、法人税法、相続税法のそ

れぞれ一部を改正する法律案、それから富

裕税法を廃止する法律案、酒税法の改正法律案、この五つが提案されま

す。

所得税につきましては、まず第一が臨時特例法の平常化の問題でございます

が、これはたとえば基礎控除五万円を六万円に引上げる、それから扶養控

除の最初の一人につきまして、現在二

万円でありましたのを三万五千円に引上

げる、それから勤労控除につきま

して、現在三万円になっております最高

限度額を四万五千円に引上げる、それから社会保険料を控除する、百分の十

の税率をつくる、これらはいずれも特例法の措置をのぞきまして、た

た税率につきまして、三百万円超の金額に対して百分の六十、五百万円超の金額に対して百分の六十、五百万円超の金額に

対して百分の六十、五百万円超の金額に

対して百分の六十、五百万円超の金額に

対して百分の六十、五百万円超の金額に

対して百分の六十、五百万円超の金額に

思つております。もつともこの概算経費の方法は、納税者の方が選択された場合だけに使われるわけでありまして、本来のやり方で課税を受ける、あるいは納税なさることはもちろん自由でございます。それから不動産所得、その他の一時所得でございますが、これにつきましては、これも現在は変動所得になつておりますが、この変動所得からは十五万円の控除額を認め、第二には山林所得よりもその生れる機会が少いと思われまして、これは半額にいたしまして、他の所得と合算して税率を適用して行くということを考えております。

それからその次に源泉選別の税率の問題でございます。いろいろ議論がありますが、現行の百分の五十を百分の四十に改正しよう。

以上が所得税に対する主要な問題でございますが、なおこのほか課税の簡素化、あるいは適正化のために措置を講じようと思つて、法案に幾つかの条文が載つておりますが、いずれ別の機会に詳細御説明申し上げることにいたしたいと思つております。

それから次に法人税でございますが、法人税につきましては、現在の税率を動かすことは考えておりません。従いまして法人税について改正しようとする措置は、それ、部分的な措置が多うございしますが、その第一は企業合理化促進法及び租税特別措置法による特別償却を認める範囲を拡張して行く。御承知のように現在は業種、機械等を限定いたしまして、企業合理化促進法におきましては、最初の年度に五割の特別償却を認めて行く、租税特別措

置法におきましては、最初の三箇年間の五割の特別償却を認めて行きたいと思つております。この適用を受けます業種、機械の範囲を広げて行きたい。貸倒準備金、価格変動準備金など拡張をはかりまして、貸倒準備金につきましては、現在は毎期の期末より貸付残高に對して千分の十とか、千分の七とか、一定の割合の金額を出して、片方で毎期の所得の金額に對しまして、一年決算ですと原則として百分の二十、そのいづれか少い方の金額を貸倒準備金として積み立てる場合は、課税の対象にしないという制度になつております。貸付金に對する割合、これが現在御小売の場合は千分の十になつてゐる。

製造、金融業については千分の七、その他については千分の五になつております。その後実情を調べた結果によりまして、千分の十のものを千分の二十、千分の七のものを千分の十、五のものを七とそれ、引上げて参りたいと考えております。

価格変動準備金につきましてはいろいろ議論がございしますが、現在考えておりますのは、その対象に国債を入れようという場合と、それからもう一つ、これは四期にわたって、四分の一ずつ積み立て得るといふことになつております。もうすでに二期たちましたので、その制限を撤廃したいといふことを考えております。

それから第三は、貿易振興、海外進出等のことにかんがみまして、貿易商社について、一応五年を限りまして輸出契約取消準備金制度をつくらう。この制度は大体貸倒準備金制度の例と似たようなものと考えております。ただ対象といたしましては、その期における

契約額の一定割合、利益の一定割合か、いづれか少い方を毎期積み立てるといふことにしたいと思つております。割合等については、現在通商省と検討を重ねております。

海外支店設置費であります。これは企業の合理化の例にならうのです。が、初年度五割の特別償却を認めることを考えて行こうと思つております。

なお要綱には書いてございせんでしたが、法人税法には、これと並べまして、海外支店等が外国におきまして外国の法人税等の課税を受けた場合におきまして二重課税防止の措置を講じたい、これは法案に盛り込んでございす。現在これは経費には認めておりませんが、それだけでありまして、二重課税になつております。別途、たとえばアメリカなどの租税協定の話は進んでおりますが、国内法だけでこれを行ひ得るといふ措置を講ずるつもりでございす。従いまして海外支店等の利益は、本店の利益と合算して一応所得を計算しまして法人税を算出いたしますが、海外支店で払つた税金は差引くといふことにしたい。もつとも外国の方の税率が日本の税率と比べて高い場合は、それはそのまま差引きますと日本の利益に對する負担まで差引くことになりまして、その高い分は差引かない、こゝういふ考え方で法案ができております。

それから第四に、法人の支出の交際費、接待費、機密費等が一定の限度を越える場合におきましては、超過額の二分の一を損金に算入しない。考え方としては、資本蓄積につきましていろいろ政府が措置を講じているわけでございます。従いましてその償却的な

措置の一端とも考え得るのであります。こゝういふことも考えて行きたいと思つております。いろいろ問題がありまして、まずその範囲をどうきめるか。これは法律である程度はつきりきめるつもりでおります。考え方としては、接待費等、飲み食いのための費用を中心にしたしまして、なお年末年始、中元等の贈答といったものの費用を考慮しております。いづれ詳細は御説明申し上げます。なお一定限度が非常に問題なのであります。せつかく今資料を集め、業者の意見なども伺つております。考え方としては、資本金、利益金の一定割合というものが、一つの基準に考えられますが、それだけではどうもいまい基準が出ませんので、取引額の一定割合を一つの標準に入れるべきものだと考えております。はつきりした基準をきめにくい関係もございすので、超過額の二分の一を損金に算入しないといふ措置で参りたいと思つております。

それから有価証券の譲渡所得税の廃止が行われますのに伴ひまして、法人が合併、解散した場合等においての分配剰余金——払込み以上に分配された金への課税というか、現在これはみなす配当として、譲渡所得と並んで課税になつておるわけでありまして、譲渡所得の課税がなくなりまして機会におきまして、どうもその姿ではおもしろくございせんので、昔行われておりましたように清算所得といふことで、法人の手元でもつて課税をしてしまつて、個人の方では課税しないという制度にしたいと思つております。それから法人税についてはこゝういふ幾つかのことを考えておりますが、企業合理化

促進法、租税特別措置法による特別償却の問題とか、貸倒準備金等の問題、これはいづれも政令で処理できる事項でございすので、法案の方には入つておりません。それから貿易商社等の問題も、これは措置法の問題になりまして、法人税法の改正法案の中に入つておりません。法人税法の改正法案の中に入つておりますのは、交際費等の問題、清算所得等の問題がございす。その他幾つかの付随的な改正をするつもりでありますが、いづれ別途御説明申し上げたいと思つております。

それから富裕税につきましては、廃止したいと思つております。それから相続税につきましては、累積課税——現在の制度は、御承知のようにシャープ勧告の線に基きまして、人の一生を通じて、その人がもつた贈与、相続等を漸次積み重ねて参りまして、最初のうちにもつた金額三十万円までは税金が全然かからない。三十万円を越えて参りますと、だん／＼税金がかかつて参ります。しまいにもらう金額につきましては、相当高い税率による税金を負担するといふ制度になつておるのでございす。このことは理論的には一応考えられますが、実際やつてみますと、税務署の方も記録の保存等が仕事がか／＼でできにくい。ことに納税者が住所を移されるような場合においてそれを痛感いたします。納税者の方におかれましては、いろいろ御不便があるようでもございまして、この制度はどうも理論倒れのようなかっこうになるように思われますので、それを改正いたしまして、相続につきましては相続の都度、贈与につ

ては一年分を合算したもので毎年課税して行きたい、こういう制度に改めたいと思つております。しかし、昔ありましたような遺産税のような制度に返るつもりはございません。取得者課税の制度をそのままとしたい。従いまして残された財産が一千万円の場合に、昔の税法であります、この一千万円に対して税率を適用して相続税額を出して行つたのでありますが、今度の改正案では、たとえば五人の方が均分相続されますと、それらの方に対して二百万円ずつを課税価格として税率を適用し、税額を出して行くというのを考へております。取得者課税の制度はそのまま續けて行きたい。基礎控除の額につきましては、現在三十万円になつておりますが、これを五十万円に引上げる。贈与税につきましては、先ほど申したように相続、贈与を合算して課税して行く關係で、贈与税だけの基礎控除はございませんが、今度はわけて課税してありますので、新しく十萬円の基礎控除の制度をつくりたい。それから死亡保険金と退職金の控除額は、現行の二十萬圓から三十萬圓に引上げる。退職金は、生前に退職金をもらはれますと、所得税の方の退職所得の課税になります。死後遺族の方がもらはれますと、この相続税の対象になるわけでございます。次に税率でございますが、最高の一億圓以上の百分の七十はそのままにすえ置きますが、下の方は大体五％程度を、現在の税率は多少高くなつておりますので、これを引下げて行きたい。それから贈与税でございますが、贈与税は、どこの国の税を見ましても、大体分割贈与による相続税の負担

軽減を防止しようといつた考へ方が一応入つております。従いまして、今度の改正案におきましても、相続税よりは大体五％高い税率——現行の税率がほぼそのまゝ適用されるような姿にして行きたいと思つております。相続税の延納の問題でございますが、現在は、金銭をもつて納付することが困難と認められる場合におきまして、五年の延納を認める、さらに相続財産の半分以上が不動産とか山林とか処分しにくい場合におきましては、十年の延納を認めることになつておりますが、今度はこれを改めまして、相続税額が一萬圓以上である場合におきましては、原則として五年、不動産とか立木とかが半分以上の場合には十年の延納を認めるが、延納額は一萬圓以下にならぬように均分して延納をしていただく。但し最終回の分は一萬圓以下になつてもよい。四萬五千元というような場合におきましては、四年間一萬圓ずつ、最終の五年目が五千圓ということとはよろしい、十萬圓であれば、普通ならば二萬圓ずつ五年で納めていただく、こういうふうな考へております。なお贈与税の場合におきましては、相続税と多少事情が違ひますので、現在のよう金銭をもつて納付することが困難な場合には、延納を認めるという制度にして行きたい。

それから酒の税でございますが、昭和二十八年三月一日から二割ないし三割程度の税率引下げを行いたい。酒につきましては二十五年十二月でしたか、一回税率引下げがありました。現在なお相当高い値段になつておりますので、税率を下げ、これによつて密造酒の駆逐ということも考へる。税率は下

げますが、消費の増加と相まつて、税収全体としては大体現行税率の場合と同じくらしいの税収を確保したい、そういう意味の改正を行いたいと思つております。なお提案が非常に遅れて恐縮なのですが、酒は、三月に入りまして、メーカーの方から小売業者、卸売業者の方に大分花見酒が参りまして、四月一日に切りかえが行われますと、切にかえの際の支障が非常に多いように思われます。そこで、でき得れば三月一日から施行したい。どうも値引き前ですと、買控等もおのずから行われますし、三月に入りまして、酒の出まわり關係から非常に支障が多いので、何とか御審議を願ひまして、三月一日から施行したいと希望してあります。なおこの税率引下げによりまして、清酒は現在五百二十五圓のものが四百四十五圓に、以下それ／＼相当下ることを予定しておりますが、ただここに書いてございまして清酒四百四十五圓、合成酒三百三十圓、しょうちゆう三百圓、ビール百五圓という値段の中に、メーカー、卸小売のマージンがある程度引下げられることが予定されております。その後いろいろな数字を検討しております、この数字は多少動くことがあるのではないかと予想しております。もつとも五圓以上の幅で動くことはないと考へておりますので、御了承願ひます。

なお、現在酒の税率は基本税、加算税の二本になつておりますが、これは自由販売酒ができるときに、配給酒は基本税だけ、自由販売酒はさらにそのほかに加算税が課税されることになつてゐることは御承知の通りでございます。現在自由販売酒がほとんど大部分で、配給酒がほとんどなくなつておるといふ現状におきまして、また税率がかなり全体として低くなつておるといふ關係からいたしまして、この制度は一本にしてしまいたい。但し配給酒、指定販売業者の制度は、向う一箇年は存置したい。過渡的に一年間くらいは別途考へる必要があるかと考へております。なお酒の税法は昭和十五年に全文改正になりました、大分古い法律でありまして、いろいろ支障がございますので、この機会におきまして全文改正を行いたいというので、そのつもりでやつております。

以上は本日提案になつた法案であります。そのほか酒、砂糖消費税につきましても、含蜜糖の現在の税率は四百圓のままでございまして、その他について大体二割程度の引上げを行いたい。それから物品税につきましては、貴石、貴金屬製品等現在製造課税になつておりますが、これは昔できたときは小売課税になつておりました、どうも製造課税をやつて参りまして、うまく参りませんので、これを小売課税にもどしたい。

その他幾つかの品物につきまして、負担調整を行いたいと考へております。財源的には減税財源として、見込みでは一億二十億の財源を考へておりますが、どの品物をどういうふうにするかという点につきましては、目下検討を重ねております。

それから有価証券取引税でございますが、有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止する機会におきまして、これを流通税としまして、こういう税金を起したい。大体昔ありました有価証券移転税の形をとりたいと思つております。

すが、納税義務者は、移転税の場合におきましては譲り受け人にごさいます。したが、今度は譲り渡し人にした方がよからう。なお税率につきましては、しろうとが売る場合においては千分の二、それから業者の行う場合においては千分の一程度と書いてございまして、その後検討いたしまして、前の場合は千分の二、あとの場合は千分の八くらいで提案をしたいと考へております。

それから第三次再評価、これは再評価法の改正法案を出すつもりでおります。第一次再評価と第二次再評価と二回再評価が行われましたが、第二次再評価は第一次再評価の基準日、あるいは再評価限度額はそのままにすえ置いて、ただ第一次再評価を時間的に行へなかつた方に対して再評価を追つて行ひ得る道を開いておつたわけでございます。したが、今度は少し考へ方をかえまして、もちろんこれも第一次再評価の調整と考へられますが、基準日を最近の二十八年一月一日にいたします。

従いまして再評価限度額は、その後の物価の値上り等を考へまして、相当引上げようと思つております。なお再評価の税率は従来通り百分の六、それからその他につきましては、大体第一次、第二次の再評価の規定がそのまま使えるようにして行きたいと考へております。ただ会社等におきまして、再評価を行う時期をあまり短くしますと、また第一次再評価のあとで第二次再評価を行うような必要があつたと同じようなことにならぬとも限りません。今後二箇年——あまり長いのも困りますので、今後二箇年の間に一回

限り行うように御決心願うというように考へております。

それから特別減税国債でございます。これは別途理財局の方と一緒にございまして、国債法案が出るはずでございまして、税関係だけのことにございまして、上げますと、法人の場合を考へにすると一番簡単に頭に入りやすいのであります。百萬元お買いになりますと、その半額の五十万円を損金にするといひます。益金からはずす。従ひまして五十万円に対する四割二分、二十一万円が税の軽減になります。同じような意味で、個人の場合におきましては、百萬元買われまして、二十五万円の軽減になります。個人の方が少し割がよくつております。なお条件その他は追つて理財局の方から御説明があると思ひますが、大体年利四分、三年すえ置きで四年、五年目くらいに償還する。均等償還ですから、五年で償還するといふことが考へられております。利回りは個人の場合には一割二分くらいになるのですが、法人の場合には一割くらいになるんじゃないかと思つております。詳細は追つてきまり次第御報告申し上げます。なお購入につきましては、一応限度をきめます。そこにあるように、法人の場合には所得の四割、個人の場合は税金で二割、これは個人の方が多少ゆるやかなつておるわけでありまして。なお担保、譲渡についての制限は行わないつもりであります。ただ日銀には、国債として担保として考へることはしないというようないふことが考へられております。

そのほか収入印紙の不正使用防止のための登録税の改正、それから間接税につきまして、利子税の制度を設ける

といったようなこまかい幾つかの改正をすることが考へられております。

なお酒税の保全、それから酒類の取引の安定を行うために、酒類業者団体法でも申すべきものをこの際つくりたい。これも別途あわせて提案に至る考へであります。これによりまして、現在公定価格をやつておりますが、得れば漸次協定価格のようなことに移して行くことも考へたいと思つております。この法案は近く提案になる見込みでございまして、酒税法の改正案と一緒に、でき得れば三月一日から施行したいといふことを考へております。

以上申し上げましたのは、大体今度考へられております改正の要綱でございまして、本年度の租税及び印紙収入は全体として七千八百億でございまして、従ひまして二十七年度の予算額に比しますと、六千八百五十三億、これが二十七年度の予算額ですから、二百二十七億減になつておりますが、現行法による収入見込額に比しますと、約千九億円の減収を見込まれております。もつともこの千九億の中には、減税国債の減六十七億が入つておりますから、それを差し引きますれば、九百四十二億といふことに相なるわけでありまして、租税の負担等も相当軽減されるものと思ひます。お手元に差上げました要綱に幾つかの事例があつてありますから、ごらん願ひたいと思つております。

以上、今度の税制改正の要綱を御説明申し上げましたが、本日提案になる見込みのものは、先ほど申しましたように、所得税、法人税、相続税、富裕税、酒税、この五つでございまして、あとの分につきましては、至急に成案を

今急いでございまして、引續いて提案いたしたく努力いたしております。以上をもつて一応の御説明を終ります。

○奥村委員長 これにて休憩いたします。午後は一時より再開しまして、税制及び金融制度全般にわたつて大蔵大臣に対する質疑を行いたいと思ひますから、定刻に御参集を願ひます。

午前十一時五十九分休憩

午後一時二十九分開議

○奥村委員長 休憩前に引續き、会議を開きます。

午後は大蔵大臣が出席されましたので、税制及び金融制度に関する件を議題として質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許します。佐藤大蔵大臣。

○佐藤大蔵大臣 今度の税法の中で問題になりますのは、この前のときにも問題になりましたが、大蔵省は富裕税を廃止することになつておることでありまして、これはどういふ意味で富裕税を廃止されるのか。それについての御大臣の御答弁を伺いたい。

○向井國務大臣 富裕税は、私は不幸にして個人的には少しとられる方で非常に痛いと思つておつたわけでありまして、ところがとる方の身になつてみますと、とられる者は苦しいといふこともありますが、非常にとりにくい困難な税制でありまして、正直に言ひ出せばとれるのですが、なか／＼申告がなかつたり、それからまた申告が一部分できても、ほんとうにできていないとかいふふうなことがありまして、い

なことが多いので、不公平なことにもなる。またその取立て上の手数、困難が非常に多いといふので、税の精神からいつたらはしいのですが、やはりやめる方がよからうといふことになつたわけでありまして。

○佐藤大蔵大臣 富裕税が廃止されることになりまして、一般の課税所得の面におきまして、相当高額の所得者に対して、五百万円、三百万円以上の収入のある人には、当然もつと高率の課税をすべきが適當だと思つてござい

ます。御承知のように、戦争に勝つたイギリスやフランスでも、最高の課税法につきましては、相当高額の課税をされておりますのに、今度の改正では、最高百分の六十五になつております。こういう点について、大蔵大臣はどういふ御見解を持つておられるのか。富裕税をなくすならば、当然年二百万円以上、三百万円以上の人にはもつと高く課税すべきだと考へますが、御所見を伺いたい。

○向井國務大臣 私はもつとつてもいいように思つておりますが、しかし何分外国と比しまして、日本はまだ民度が低いので、向う並に割合を高くするといふことは、やはり力をそぎ過ぎるというふうな意味があるので、この辺にとめておくのが妥當ではないか、そう考へております。

○佐藤大蔵大臣 今度大体一般の税金は下つて来るような形になつておりますが、大衆と密接な関係にある砂糖消費税だけが二割も上げられるといふことが問題になるわけでありまして。大衆に非常に影響のある砂糖の税率をどういふわけで政府は二割も上げたかといふことについて、御説明を願ひたい。

○向井國務大臣 砂糖は今前ほどに高

くないので、そのくらいの税を負担してもよからう、そういう見込みでござい

○佐藤大蔵大臣 今度酒の税率について二割あるいは三割の引下げが行われております。酒とタバコは御承知のように非常に高い税率でございまして、密造酒の關係などで税金を下げるという点については了解できますけれども、特級酒とか一級酒というふうな非常に高級な、中小階級以下の口に入らないものはある程度までいいけれども、ビールあるいは二級酒以下のも

○向井國務大臣 ごもつともであります。が、あまり安くしますと税収が少くなるので、その兼ね合いをとつて、上は減らし方を少くして下の方は減らし方を多くしたのですが、それ以上に減らすといふことはできなかったでござい

○佐藤大蔵大臣 いろいろ問題のあるところがございますが、一般の勤労者に対しては勤労控除があるわけでございます。今度この説明を見ると、昨年やりましたのと同じような意味で、勤労控除の最高限度が四万五千円ということになつておりますが、勤労者においてはまあちよんのこと、今の日本の農民においても、あるいは中小工業者も、実際勤労者と同じような労働をしておるわけでありまして、どうしてこういう人々にも同じように勤労控除をやらぬのかといふことにつ

て、ひとつ大蔵大臣の解釈をお願いしたいと思ひます。

○向井国務大臣 これは政府委員にお答えさせていただきます。

○渡辺(喜)政府委員 いろいろな考え方があると思ひますが、現在勤労所得に対しては、勤労所得につきましては、御承知のように課税標準として給与の収入金額をそのまゝとつておりまして、経費がないわけでもありませんが、全然これを見ていないというようなことから、勤労控除の制度がつくられておるわけでありまして、課税の実際等をながめてみますと、むしろ控除はもつと大きくすべきでないかという御議論も一応片方にあるわけでありまして、問題はいろいろあると思ひますが、少額所得者の課税については、基礎控除を引上げるとか、税率を引下げるとかいうことによりまして、全面的に負担の軽減をはかる方がむしろよいのではないかとしような考え方です。現在の制度を考えております。

○佐藤(鶴)委員 そういふ点でわれわれも非常に不満を持っておりますが、さらに勤労控除の引上げと同時に、農民、中小工業者に対しても、ぜひ勤労控除を施行していただきたいと思ひます。

るわけでありまして。政府は今まで税法上の減税々々で国民を相当期待させて来たけれども、末端においては税金の過重で悩んでおり、中小工業者はもうすでに倒れかけておるといふような現状をわれわれはよく見受けるのであります。そういうようなわけで、中央においては机の上で盛んに減税案を出しておられるけれども、末端の税務署におきましては、昨年の暮れなど相当ひどい取立てのために、会社、個人のつぶれた例がたぐさんあるものであります。こういう点について表向き政府あるいは大蔵省は減税をしたといふことを言つておられるけれども、日本の今の実際の経済状況を考えますと、決してあなた方が言つておられるように税金は楽でない。こういう点について大蔵大臣は、こういうような意味で税法を出しているのだ、中小企業者を救つておるのだといふような自分の考え方があるはずである。向井さんは御承知のように三井の大番頭をしておられた人であります。事業家として最もすぐれた人でありまして、そういう点で、自由党の黨員でないのに大蔵大臣になつておられますが、昨年は御承知のように就任早々でございましたから、われわれもがまんしておりましたが、今年度はもう二年にもわたつておりますので、ひとつ自分の信念をわれわれにはつきり申していただきたい、これが私の質問であります。

○向井国務大臣 税法上減税をやつておつて、事実上また減税になつてゐるものと思つてあります。今おつしやいますのは、税の運用上前線においてやり方が悪いといふことと思ひますが、それは私も考えまして、税務署長

あるいは国税庁の各地の長が集まりましたときに、――まだ日は浅いのでありますが、会いますたびに、とり方を苛酷でないように、また恨まれることのないやり方をしてもらいたいといふことは言つておるのであります。またその人たちの、実際問題として、もう税をとり、手柄をしようといふふうな気分があるとは私は思ひませんが、やはり法律があるとその法律に従つてやる。その手かげんの仕方についてはよほど骨が折れるものと見えるのであります。手かげんの程度をどういふふうにしますか、法律といふものに手かげんが加えられるとしますれば、なるだけ苦しい人を助けるという方針で行つてもらうようにと考えております。それから中小商工業の人の苦しみを助けるためには、ほかの施設でもつて、税制以外の措置で緩和のできるようにいふ／＼考えております。

○佐藤(鶴)委員 大蔵大臣としての一つのわくがあるのだ、はつきりしたことも申されぬのだらうと思ひますが、今の一般の大家が重税のために泣いておるといふ現象は、ぜひとも大蔵大臣は今後も御検討の上、処置を願ひたいと思つております。

それから日本の経済は底の浅いものであるといふことは、先の大蔵大臣の説明でも聞いておりましたが、何と申しましても、わが日本の国は領土を四割も失ひ、さらに経済的な打撃が大きかつたために、経済がそこなわれてゐるといふことは、だれも知らぬ人はないと思つておりますが、これは日本が税率を高くしたしましてもさらに経済が伸びないといふことは、中共貿易の問題とかいふ／＼政治上の問題があ

ります。何といつても防衛分担金、いわゆる安全保障のためのアメリカとの契約から来る莫大な費用がとられておるといふ事実は、見のがすことができないと思つております。昨年は千八百億をとられまして、今年度は昨年の繰越金の関係上少しは減つておりますが、大蔵大臣が防衛分担金の問題、あるいは保安庁費の問題について努力されるというお話を聞いております。そういう観点に立つて、日本の経済自立のためにどういふ方法で折衝されたのか、この際一応御説明願ひたいのであります。

○向井国務大臣 今おつしやつたような費用は、表面的に考えますとまづたぐく不生産的であつて、なるだけ出したくないといふことは御同様に考えるところであります。ただ治安確保あるいは不時の場合に備へるというためには、やはりなければならぬ費用で、これはできるだけ削減はする考えでございますが、ある程度まではなければならぬ。その兼ね合いについてはちよつと基準は立てにくいのでござい

ますが、外国の例を見ますと、大して軍備などをしなくてもいいところでも、国の支出の三割くらいは出しているところもありません。それから見ると、日本あたりは割合に今は軽くなつてゐると思つてますが、今以上に削減することとができるかどうかといふことはちよつと私は疑問に思ふ。それは、今の保安隊は割合に人数も少なくて経費もかからないのですが、アメリカの兵隊がかりに引揚げでもしますと、やはりいろいろのことに備へるために、保安隊もふえなければならぬ。それがふえなると、アメリカ兵がこつちにいるための

防衛分担金は減りましたも、保安隊の方でふえるといふことで、今以上に防衛金を圧縮することは、できるだけやつても、ちよつとむずかしいだらうと考えております。

○佐藤(鶴)委員 最後にも一つお尋ねいたしますが、今地方ではいろいろ関係上、地方の財源が枯渇いたしました。大都市以外では、市や町村の税金はほとんどその吏員の月給に払われているといふ非常に苦しい状態でありまして。これは今の税法がシャウア勧告に基くアメリカ式の税法でありまして、そのために、日本のように地方に権力や財源のない国におきましては、今日非常にこういう矛盾が現われているわけでありまして。今年度はむろん公務員の俸給の値上げの問題も出て参ります。このまゝにしておきますと、地方は財源がないために、ほとんど抹殺される状態に陥つてしまふ。これは大きな問題であります。地方税の問題を根本的に改革するお考えがあるかどうか、大蔵大臣に伺ひたい。

○向井国務大臣 地方財政のことは、御説の通り非常にむずかしいことで、現状では不健全なものとは私は考えております。不幸にしてまだ私は実情がはつきりわかつていないのですが、わかつてゐるにしても、これをおかえるには政府の人だけでなかつて整理ができそうもないと考へてゐるのです。しかし幸いに地方制度調査会というものがあつて、これが審議してくださるもので、その審議の答申がきまる過程においてでもよくわれ／＼研究しまして、一つの案をつくりたいと考へております。

○奥村委員長 内藤友明君。

○内藤(友)委員 いつもお出ましにならぬ大臣がお出ましで、二、三当分の問題をお尋ねしておきたいと思ひます。実はきょうお出ましになることを前もつて存じ上げておりましたれば、私もよく勉強しておつたのであります。が、あまり勉強しない質問で恐縮でございますが、よろしくお答えいただき

たい。
まずお尋ねしたいのは、ことしの通貨をどの程度になさるかという問題であります。大臣から、二十八年年度の予算編成にあたりまして、インフレを押えることに非常に努力せられたということをして、聞かれました、非常に敬服いたしておるのであります。が、この日本の苦しい財政経済の建直しには、やはり大臣のようなそういうお考えでどうしてもやっていたかなければならぬこととありますので、私も心から敬意を表しておるのであります。しかし今度お出しになりました予算を見ましても、千五、六百億の散布超過と申しますか、そういうふうなものがありますので、やはりこれはだんだんとインフレになつて行くのではないかと懸念が持たれておるのであります。その二十八年年度の政府の財政も、インフレの大きな要素はあるのでありますけれども、それよりもつと大きな要素があるのは、通貨をどの程度お出しになるのかということにあるのではないかと申すのであります。

いろいろ内容を御説明しますれば何でもございですが、しかしこういうことはくろろどの大臣の方がよくおわかりだと思ひますので、結論的に、ことしはこういう程度にするのだということをお願いしたいのであります。このい

ました書類を見ますと、終戦時の翌年、二十一年におきましては、通貨は九百四十八億でありました。それが二十七年年度末におきましては、驚くなけれ五千八百七億、約六倍半にこの終戦後の様子を見ましてもなつておるのであります。これがどちらかと申しますると、いろいろとまた増加して行くような傾向になつておるのであります。どの程度が一番今日の日本の国のインフレを押えるのにこる合の通貨であるかというところは、これは大きな問題なのであります。一國の財政の一番重

責任をになつておられる大臣といひましても、私は去年よりも二千億もよけい出すのだ、いや、去年よりも縮小するのだ、そういうあたりのお心持をひとつお漏らし願ひたいと思ひるのであります。

○向井國務大臣 通貨が二十七年の暮れに大きく出ておりますが、これはことしの初めには相当また減つておるようでありま

を得ないというくらい心づもりでおります。

○内藤(友)委員 もちろん幾らになさるかということをお尋ねするのは、少し御無理かと思ひますが、しかし二十八年年度の財政をおつくりになるときは、二十八年年度は大体どうい

う方向に行くだろうか、この日本の国の歩み方がどういふふうなことになるか、あるいは去年よりも一、二割ぐら

を推されておかなければならぬのではないかと申すのであります。それは成行きまかせだということでは、向井先生の平生の御心配になつておられる心持からするとどうも受取れぬのであります。が、もし言ひにくいこととありますれば、あとから私一人でもよろしいが、(笑聲)これはこういうことにするのだということをおつしやつていた

体的なものをお聞かせ願ひないものだろうかと思ひます。

○向井國務大臣 これはよくつから申しますと、今年の国民所得がふえるとか、あるいは予算で金がよけい出るとか、あるいふことでもつて割出せるもの

のではありません。なか／＼それが規則通りに行かない。それから大体を言ひますと、上半期は割合に政府が取上げる金が多くて、出する金は少

いという見込みでございます。上半期においては、通貨の流通量もそう膨脹しないが、下半期においては膨脹する傾向がある。その場合に、今までの通貨縮小方法を講ずべきときが来るかと思ひます。これはやはり何と仰せられたいと思ひます。

○内藤(友)委員 それではいづれまたそれはお尋ねすることにしたしま

それから今度は、税の改正法律案をい

ろ／＼とお出しになりました。まことにけつこうなことであるものであります。が、今度のこの改正税法で、今予定しておられるこれだけの税収入が得られるかどうか。もちろん得られるから改正したのだとおつしやいます。が、私どもはそこ

おわかりになったのでありますが、こゝに平田さんという方は心得た方でありますから、ちよつと大臣がおつしやいますれば、さつとやつてしまつて、一割や二割の自然増収はすぐ上つて来ると思ふ。これがいよいよ苛斂誅求なのであります。だから今年はさういふことのないように、伸びたうどんでけつこうなのであります。どうかさういふことで今年はやつていただきたい。ひとつ渡辺さんも大臣の意を休して、よろしく願ひたいと思ふのであります。

その次にお尋ね申し上げたいのは、今度は産業投資特別会計というものをおつくりになりました。これは私前面初めて大臣がこの委員会にお越しになりましたときに、さういふことをおやりなすつたらどうかということを申し上げたのであります。少數党の私どもの申し上げておることでも、いいことであればお取上げになるのは、実にけつこうであります。実際ほんとうに真実の話というものは、少數党にあるのであります。多數党には真実の話はない。私はかつていふん前でありましたが、まだ向うに国会があつたときに、たま／＼いなかから来まして傍聴しておりました。そのときに当時革新倶楽部を率いておられた大養さんが、このわれ／＼の少數党に真実があるのだということを言われまして、今でも私の耳に残つておるのであります。私は今のこれがさうだといふのはごさいせん。ただ私が少數党に真実があるといふことをなぜ申すかといふと、今日のような日本の國、選挙に金がかかるようなことをしておりましたは、多數党からは真実

の聲は出て来ません。だから私はあえて少數党から真実の聲が出るのだといふことを申し上げるのであります。それはともかくといたしまして、私どもは、この一般財政の中にさういふ財政投資というふうなものをやりなする、これは一本のままとめたものでやりなすることがよろしいといふことを申し上げた。まだ全部とは行つておりません。出資及び投資の方に二百三十五億残つておりますが、將來これはなお考え願ひたいと思ふのであります。そこでひとつ大臣にお尋ね申し上げます。そこでは、昨年の暮れに実は私も大蔵省の片棒をかつぎまして、いろいろ苦労したのであります。簡保の分離運用の問題であります。か、あいつ問題にこれからい／＼なことが起きて来ると思ひます。そこで私は、大蔵省で政府の金をい／＼な方面に流すのに、何かまともな一つの法律をおつくりになつて、さうしてきちんとしてくれるようなお考えはないのか。さうしませんが、今のようない／＼な思ひつきがい／＼のところではやれなすといふことになりまして、私はなけなしの金が、非常にその効率が失われるのではないかと思ふのであります。昨年私どもは向井先生の片棒をかついで、私も党から除名です。さういふことで騒ぎ出されたのであります。けれども、これは結局太い線をついておかなければ、私は大蔵省のためだとか、あるいは郵政省のためだとかいふことを申すのはありません。ただ國家として不幸なことが起きて来るのではないかと思ふのであります。そこでい／＼も政府の資金、税金で吸

い上げた金であらうが、あるいは國民が預けた金であらうが、どんな金であらうが、とにかく政府の資金といふのを流すのに、一つの大きな方針でおやりなすような御構想はないか。さういふことをやるべきではない、さういふことでは、さういふことについて大臣はどうお考えになつておられますか。これも私は正しい声だと思ふのであります。ひとつ大臣の御所見を伺ひたいと思ふのであります。

○向井國務大臣 あなたがいつも正しい意見をお出しになるものと私は了解しますが、ただいまの御意見もまさにその一つであります。まづたく御同感でございます。政府が出します金は一本で行くべきものだ。決して二道も三つも四つもにわかれるべきものではない。その方向で努めて参るつもりであります。

○内藤(友)委員 たいへんありがとうございます。そこでも非常に心配していることではあります。いつもお隣の銀行局長にお尋ねしているのですが、このごろのやみ金融であります。あのやみ金融が正常金融を非常に阻害しております。困つたものだと思ふのであります。さうして今日あります勸業銀行の勸業という名前をつけた、信用金庫の金庫という名前をつけた、あるいは興業という名前をつけた、いろいろやつておられますが、何かあつたことにつきては、根本的な御構想はないものであります。お隣の銀行局長と今まで三年間ほど問答して来たのであります。のれんと相撲を

とつていふようなことであります。だめなものであります。ひとつ大臣、これは今のうちに心配してきちつとしておかないと、たいへんなことになるのじやないかと思ひますが、何かお隣の銀行局長に御命令くだらないものであります。さういふことを、お伺ひしたい。やみ金融征伐の問題であります。

○向井國務大臣 これもあなたの御正論の一つで、まさにその通りで、私もそれは案じております。何か事が起れば、さつそく大蔵省あるいは私が善処するつもりであります。そこで銀行局長もそれなすように思ふので、ちよつと申し上げたらどうですか。(笑聲)

○河野(通)政府委員 この問題はたびたび実は当委員会から御鞭撻を受け、またおしかりを受けて参つておつたのであります。暮れの国会でも、内藤さんからおしかりを受けて、その際も期限つきで返事をするようにといふきつのお達しを受けて、期限つきでお答えすることはなか／＼むずかしいかもしれないが、大体これについてある程度の考え方はまとめてごひろう申し上げることができると思ひます。さういふことで、部内で寄／＼相談をいたしまして、現在のい／＼の複雑な情勢から見まして、これよりほかにい／＼一つの対策につきては、近くまともにお話を申し上げられる機会があると思ひます。まだ若干の点でさらに検討を続けなければならぬ点がございまして、もうしばらく時期をお貸し願ひたい、かように思ひます。

○川野委員 ちよつと関連して……。ただいまのやみ金融の問題でございするが、この問題が当委員会の問題になりまして、大蔵省がある程度の強い施策を進めておいてなすたならば、今日のごときやみ金融といふものが跋扈しなかつたであらうと存じます。しかし今日の実情を見ますと、おそろく数百あるいは千億に近いところのやみ金融が動いていゝるのではなからうか、さういふふうには考へております。さう考へますと、ただ単にこれを強い罰則のみによつて押えるといふことは、非常に世の混乱を招くおそれがございますので、さういふことは不可能であらうと考へます。そこで静かに考へますと、昔の無尽が相互銀行になりました。ところが名が銀行にかわつて参りますと、その行の行為といふものが上流階級の金融機関に移つて参つた。そこで下層階級の金融機関がなくなつたといふので、今問題になりましたやみ金融が浮んで参つたものと私は考へます。さういふことを考へますと、下層階級に対する金融機関を世相は求めていゝるのではなからうかと思ひます。そこで下層階級に向つての適当なる金融機関といふ問題についても、ひとつお考えを願ひなければならぬのではないかと。ただ単に今のやみ金融を取締るという方針だけでは納得でないのではなからうか、私はさういふふうには考へます。が、この点についての政府の御構想を伺つてみたいと存じます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。その問題につきては、ただいまお話のように、ただこれを二も三もなく禁止をするとか、さういふたふうな処置をしや／＼定規的にとつてもりはございせん。それ／＼さういふ金融の姿といふものが出て参りました

従つてその必要の範圍は満たしながら、弊害を抑えて行くところにあるわけでありまして、今までのなかから結論が得られなかつた理由は実はそこにあるわけでありました。しかしながら今お話のありましたような兩者の点を考えながら、必要のある範圍においては、それについてのある程度の金融の道は残しながら、かつそれによつて起るべき弊害を嚴重に取締つて行く。どこへその線を引くかというところ、実は具體的には非常にむずかしい問題であります。そういう考え方でもこれはこの問題に対処しておるのであります。すべてそういう種類のものをしやくし定規的に全部禁止する、あるいは禁止的な処置をとるつもりはございません。

○向井国務大臣 私も御同感でありまして、あまり洩つておると、今のやみ金融の方に伸びて行くおそれがあり

ますから、多少緩和して——但しど
どしつくるということは私はいけな
いと思いますが、緩和して行つた方
がよいと考えるので、銀行局長に
も話しておきます。

○内藤(友)委員 大臣を予算委員会の方でお呼びのようでございますから、もう一つだけ。それは今日の株の問題であります。私はそういうことに全然知識のないものでありますから、だか

らよけいに心配を持つのかも存じませんけれども、今日のべらぼうな株の値上りを一体大蔵当局はどうお考えなすつておられるのか。実は私は驚いたものであります。この間、春に村まわりを

いたしておりますと、こういう人が、
思われるような人が日本経済新聞、産
業経済新聞を買つて来まして、そうし

段に一朝にして妙なことがありました。ならば、そういう方面に非常に大きな修害を与えるのではないかと思うのであります。なるほど証券民主化、これはけつこうなことであります。けれども証券民主化ということは、これはわれわれも前から何かそんなことに片棒をかつがされてやつて来た男の一人でもありますけれども、その株式会社に対して自分が意識的に、この会社はこうしなればならぬ、ああしなればならぬという気持を持って株を持っておるならそれはいいのであります。それがほんとの証券民主化なんです。ですが、ただこれだけ上つた、これだけ下つたというだけであります。ならば、これは邪道に入つた証券の民主化

それを買つて損をするということのないような仕向け方をさせるというふうには私は指導して行きたいと思っています。

質問等を伺つてみますと、いろいろの
問題がある。第一番に金融の問題、通貨
発行量の問題、こういうようなことと
出ておりましたが、今回の予算を通じ

力性を持たせまして、必ずしも超均衡
予算を編成しておらない。そこに妙
策があると思うのであります。千三百
億程度の政府資金の散布超となるで

ましようが、資金の選別から手算的計算に換算をいたしますと、わずかに通貨の量が四百億程度しか増さない。これをもつてインフレの要素を持つておるともし称する人があるならば、それが照

党であつても、与党であつても私利に
服はできない。そういう意味におきま
して、大蔵大臣の御答弁はまことに

